



発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
TEL③3881
振替口座小樽8224

再任ごあいさつ

北海道行政書士会

会長 渡辺慶吉



去る三月十八日、定時総会に於て不肖私がはからずも会長の重責を荷う事になりましたが、元より非才微力でありますので、今後とも会員各位の御支援御協力を賜りたく、就任に当り御挨拶申し上げます。行政書士法の改正により強制会制度となり、本会が創立されてから日尚浅く本会の目的達成については、誠に重且つ大なる播種の時期であると思料され、かかる重大なる秋にありますので、諸般の情勢察察の上格段の御援助下されますよう重ねてお願い致します。

役員紹介

第二回定時総会において役員が左のとおり決定したので紹介致します。

役員	氏名	所属支部
会長	渡辺 慶吉	(札幌)
副会長	佐藤 幸之助	(札幌)
総務部長	藤山 利夫	(札幌)
副会長	岸川 隆次	(小樽)
副会長	井上 瑛二	(札幌)
経理部長	成沢 梅次郎	(札幌)
総務部長	有馬 範治	(札幌)
経理部長	関根 克治	(札幌)
企画部長	横路 雅美	(札幌)
経理部長	森平 国武	(札幌)
経理部長	森口 松太郎	(札幌)
小樽支部長	細井 伊三郎	(小樽)

理事	尾藤 健治郎	(函館)
理事	後藤 勲	(空知)
理事	中林 茂三郎	(旭川)
理事	鈴木 五郎	(網走)
理事	小松 照光	(留萌)
理事	石原 恭広	(室蘭)
理事	日高 善	(日高)
理事	佐々木 行雄	(帯広)
理事	尾越 勝典	(釧路)
理事	坂本 福治	(根室)
理事	長山 正平	(札幌)
理事	山木 松	(空知)
理事	榎波 弥一郎	(帯広)

せ、以つて非行政書士の撲滅を期するよう努力すること
が我等の職域擁護の第一条件であると存じます。
此の意味に於いて道本部としても目下ボスターの作
成中であり、其他総ゆる方面に於いて非行政書士取締
りのため啓蒙運動を致して居ます。各位の一段と御協
力を希う次第であります。

次に議事に入ります。
先づ議長選任。

東池安吉氏選ばれて議長席に着き所定の議案を附議
しスムーズに議事進行総べて原案通り承認可決した。
続いて役員改選の結果左の通り決定した。

- 空知支部長 猪本 久治
- 副支部長 東池 安吉
- 〃 樋口 優
- 〃 岩崎 求
- 庶務部長 今村 竜太郎
- 業務部長 荒 太郎
- 監 事 但野 万吉
- 〃 南川 小四郎

以上を以つて本日の議事全部を議了して午後四時散
会した。
右経過を報告致します。

No.	支 部 名	会 員 数
1	札幌	103
2	幌館	42
3	樽知	28
4	小空	63
5	旭留	60
6	宗網	8
7	室日	9
8	帯剣	53
9	根室	32
10	日帯	10
11	帯剣	32
12	根室	14
13	計	4
計		458

会費納入について

井上 経 理 部 長



会則変更の認可に伴ふ会費及入金金の納入方法に就
いて、支部及会員の方から御照会がありましたので、
経理部より回答させて頂きます。

会則変更案は本年三月十八日第一回総会に於て、審
議決定されましたので御出席の支部長各位は内容御
承知の事と存じます。

申請より認可迄に相当時日を要するが、認可日付は
三月三十一日又は四月一日と予想されましたので、五
月二十四日の理事会に於て、会費及入金金の納入取扱
方を検討して左の通り定めました。

一、三月三十一日迄に入会届を受付けた入会者は、旧
会則による入会金千円と三ヶ月分会費百円を納入
し、四月以降は月額参百円として三ヶ月の会費を納
入する。

二、四月一日以降の入会者は、入会金参千円と月額参
百円三ヶ月の会費を納入する。

三、在来会員で旧会則による会費を前納して居る会員
に対しては三ヶ月分を以て一月分に充当し、不足分
(二ヶ月分)を追徴する。

四、在来会員は月額参百円三月を前納する。

五、会費及入金金は支部を経由せず、直接当会に送附

質 疑 応 答

今号から質疑応答欄を設けましたので業務や関係法
規上の質問はどしどし出して下さい。
一般質問に対しては紙上回答をいたします。

質 問 事 項 対 する 回 答

質 問 苫小牧市(室蘭支部)
S 生

- 一、戸籍上に於ける改名は家庭裁判所に提出すべき書
類の作成の是非についての可否。
- 二、商法関係事務取扱上に於ける範囲。
- 三、民訴関係事務取扱上に於ける行政書士の立場と其
の範囲等。
- 四、刑法関係事務取扱上に於ける分野並にその範囲。
- 五、行政書士法第一条第二項に示す他の法律に於いて
制限されている範囲とは其の詳細。
- 六、又同法第十九条但併し書「及正当業務に附随して
行い場合はこの限りでない」と明記されてあるも、
附随して行い得る業務の種類を可及的に詳細に御教
示下さい。

回 答 文

質 問 第 一 項 について

戸籍上の事務であつても家庭裁判所及法務局等へ
直接提出する書類は司法書士の分野に属し行政書士
して敷く。

六、支部交付金は一名一ヶ月百円とし、三ヶ月毎に納
入済額に応じ交付致します。

上記の取扱で経理事務を処理致して居ります。

各位より御出のありました通り会則変更の審議に当
り、過度期の取扱方法に付き具体的な案を提出、御検
討戴けなかつた事は、当事務局の手落であり遺憾に存
じます。

然し乍ら理事会にて決めました通りの取扱を継続さ
せて戴きたいと存じます。

次回総会に於て、此点御審議を願ひ、各位多数の
御意向により適及処理し得る事として御了承願いま
す。

事 務 局 だ よ り

会員の多数から表札と会員名簿が未着との照介をう
けているが(三六・一二、三七・三)現在会員数をも
つて各支部長宛に送付済でありますから、それ迄に入
会していただいた方は支部長に申し出て下さい。
報酬額表とボスターは会から会員宛直接発送済で
す。

◎ バツチの申込み受付中

行政書士会員バツチ一個六五〇円
会事務局へ代金を添えて御申込み下さい。

日 誌

37年4月1日 第一回在札幌理事会開催 於 産業会館
4月8日 日本行政書士会連合会会則一部変更審

の事務ではない。(否)

同 第 二 項 について

商法関係に於いては登記事務以外の書類は行政書
士の分野である。

例へば定款の浄書謄録等の作成其他他法務局へ
提出する書類以外の総べての書類は行政書士が出来
る。

同 第 三 項 について

民訴関係の事務および司法書士の分野である。但
し裁判所へ提出する書類であつても証拠や参考に使
する証明書其他の書類は此の限りでない「例へば」
訴額を証する為め市町村役場より受ける不動産評価
証明書或は電話加入権証明書又は催告状通告書等の
内容証明書等。

同 第 四 項 について

刑法関係に於いては直接検察庁検事宛に提出すべ
き告訴状、告発書は司法書士の業務であり、其他警
察署長宛に提出する書類は、例へば告訴状、告発書で
あつても行政書士の業務に属するものと解する。

同 第 五 項 について

司法書士法、弁護士法、経理士、会計士、測量
士、建築士、土地家屋調査士等に定められた事務範
囲は行政書士が行うことが出来ない」と解すべきであ
る。(各法令参照)

同 第 六 項

正当業務に附随する業務とは多様に涉り、個々に
おいて決せられるものと解される。

以上此の紙面を利用して回答致します。

議事に横路理事東京都葛飾区山安寿加東
会場に出席

- 4月12日 理事森平氏より理事井上氏へ、経理部
長交替による事務引継ぎ 於会事務所
- 4月13日 本会会則変更認可申請書道庁提出
- 4月23日 横路理事会則変更審議会出席の経過報
告に來所
- 5月10日 報酬額表全員宛発送
- 5月21日 道庁より会則変更認可の電話連絡あり
- 5月24日 第二回在札幌理事会 於会事務所
- 6月9日 日本行政書士会連合会定時総会
於 岐阜市長良橋東平町 鐘秀館
- 6月18日 定時総会に於て連合会会長留任の通知
あり
- 6月19日 会費滞納会員に対し会費督促状発送
- 6月24日 空知支部総会 於岩見沢市 会館二階
会議室、佐藤副会長出席
- 6月27日 日本行政書士会連合会副会長就任挨拶
状着、広島行政書士会長 石井栄太郎
- 6月28日 会則変更抜すいを全会員へ発送
- 6月30日 会員移動通知(道庁、支庁、各支部発
送)
- 7月16日 函館支部、会員厚谷幸作氏死亡により
弔慰金発送
- 7月19日 空知支部総会記念写真到着
- 7月21日 ボスター全会員宛発送
- 7月23日 日本行政書士会連合会第二回定時総会
議事録到着
- 8月19日 第三回理事会 於産業会館

5日

38
北海道行政書士会報

□あ と が き□

◇ 種々の都合で発刊の遅れましたことを深く御詫びいたします。

◇ この号から紙数にも余り制限なく活版刷り写真入で発刊するよう理事会の承認をうけたので、会員からの質疑、発展的な御意見、支部の動向、その他体験記等を数多く御寄せ下さい。

◇ より良き機関誌たらしむべく今後努めたいので会員各位の御協力をお願い申し上げます。

丁目
士会
1
224

印刷所
丁目
3番

会報
第七号
もくじ